

令和2年6月19日

保護者の皆様へ

川崎市こども未来局
子育て推進部保育対策課長

新型コロナウイルス感染症対策としての保育所等入所に際しての育児休業等の取扱い について（第3報）

日頃より、本市の保育行政への御理解・御協力をいただきありがとうございます。

緊急事態宣言解除後についても、引き続き感染予防対策を講じる上では、保育の性質上、いわゆる「3密（密閉・密集・密接）」を回避することが困難であることから、段階的に通常の登園状況に戻していくことが重要と考えております。

育児休業の復職期限は現在、7月末日までとじていますが、復職期限の延長等について次のとおりとしますのでお知らせします。

1 対象施設

認可保育所、地域型保育事業、認定こども園（保育所部分）

2 8月以降に復職される方

第2報にてお知らせしましたとおり、雇用先との調整により8月以降も育児休業の延長が可能な方については、申し出により復職期限をさらに延長します。

(1) 復職期限

年度内における申し出期間について本市が認める日まで

(2) 延長の手続き

「育児休業からの復職延長申出書」に育児休業期間・復職日等を記入の上、令和2年7月20日（月）までにお住まいの区の児童家庭課又は地区健康福祉ステーションへ提出してください（郵送可）。

(3) 復職後の手続き

「育児休業証明書」を、復職した月の末日【厳守】までにお住まいの区の児童家庭課又は地区健康福祉ステーションへ提出してください（郵送可）。

(4) 保育料

利用開始日以降を保育料の算定対象期間とします。利用開始日以降は、登園の有無に関わらず、在籍をもって保育料は発生いたします。なお、7月分保育料は6月分までと同様に還付手続きを行います。

（例）8月中に復職される方は、8月分保育料は8月中の利用開始日から月末までの日数に応じて日割り計算し、9月分保育料とあわせて徴収します。

（例）9月中に復職される方は、8月分保育料は徴収しません。9月分保育料は、9月中の利用開始日から月末までの日数に応じて日割り計算し、10月分保育料とあわせて徴収します。

次月以降に復職される方についても、同様の取扱いとなります。

(5) その他

- ・対象児童は令和2年度の入所児童です。

- ・別紙「育児休業からの復職延長申出書」の提出後に期間の変更がないよう、復職時期は雇用先とよく調整してください。なお、育休の繰り上げについてはしぼるものではありません。
- ・申し出された期間等について、疑義がある場合は、確認いたします。
- ・本市で認めた期間については、保育所等の退園を求めません。
- ・利用されている保育所等にも申出内容を連絡してください。

3 7月に復職される方

(1) 手続き

- ・「育児休業証明書」を、提出期限までにお住まいの区の児童家庭課又は地区健康福祉ステーションへ提出してください（郵送可）。
- ・提出期限：7月末日まで

(2) 7月分保育料

7月中の利用開始日以降を利用料の算定対象期間とします。利用開始日以降は、登園の有無に関わらず、在籍をもって保育料は発生いたします。

7月分保育料は月額を一旦お支払いいただきますが、月額保育料と日割り計算後の保育料の差額を還付します。還付時期については、9月下旬以降、順次対応予定です。

(3) その他

- ・対象児童は令和2年度の入所児童です。

4 その他

本通知は、入所申請時点で育児休業から復職予定の方に送付しています。既に復職等されている場合は御容赦ください。

この復職期限延長は本市の感染予防対策として実施するものです。育児休業給付金の適用の可否についてはハローワークにお問い合わせください。

地域型保育事業及び認定こども園（保育所部分）については、直接施設で保育料の徴収が行われていることから、還付等の手続きは施設からお知らせいたします。

(保育料・利用調整担当)

電話 044-200-3727